

# フランクリン・templton・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型/年2回決算型）

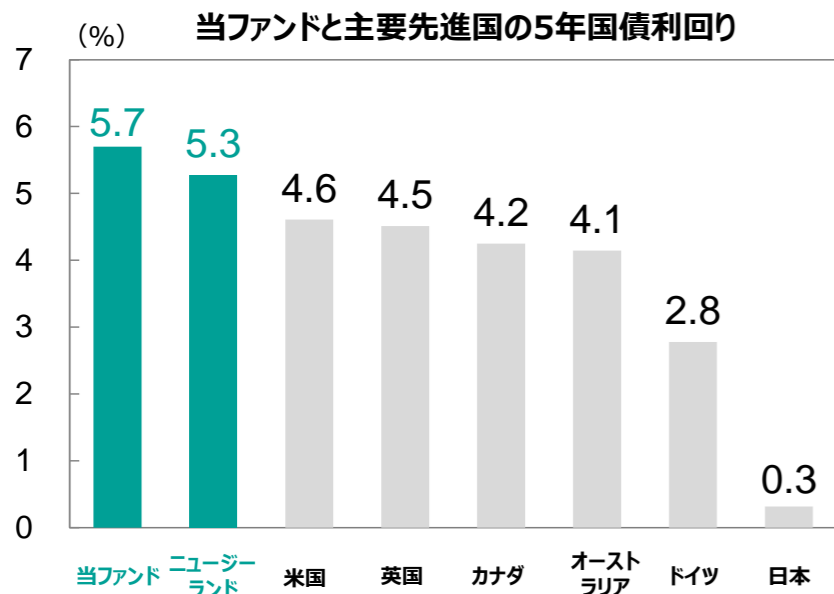
## ～ 自然豊かな注目の先進国の債券に投資 ～



### Point 1

#### 相対的に高い利回り

- ニュージーランドは国債利回りが他の先進国に比べ高い水準にあります

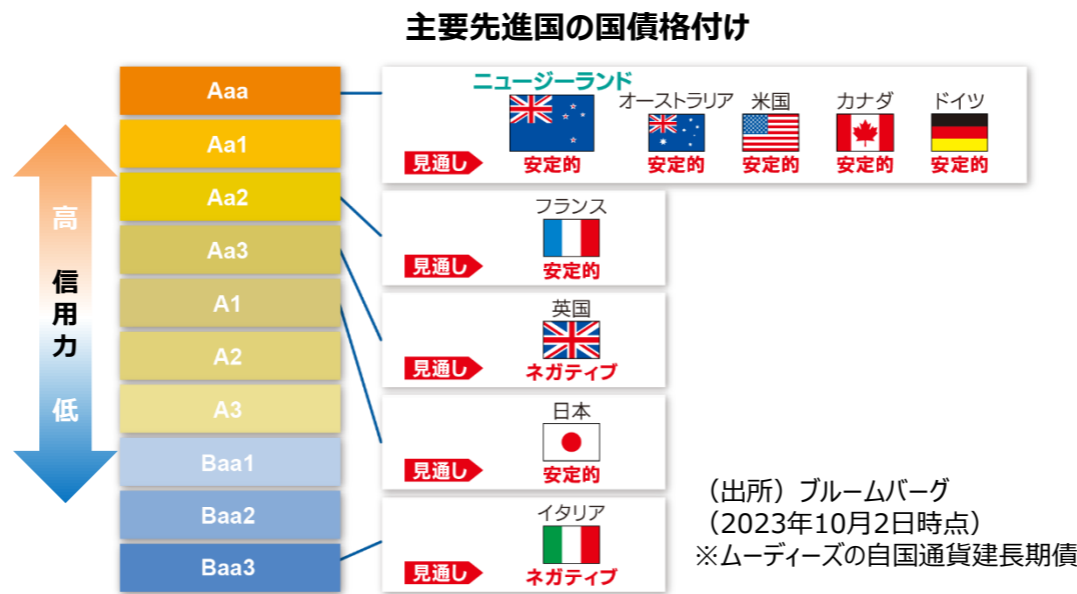


(出所) ブルームバーグ (2023年9月末時点)

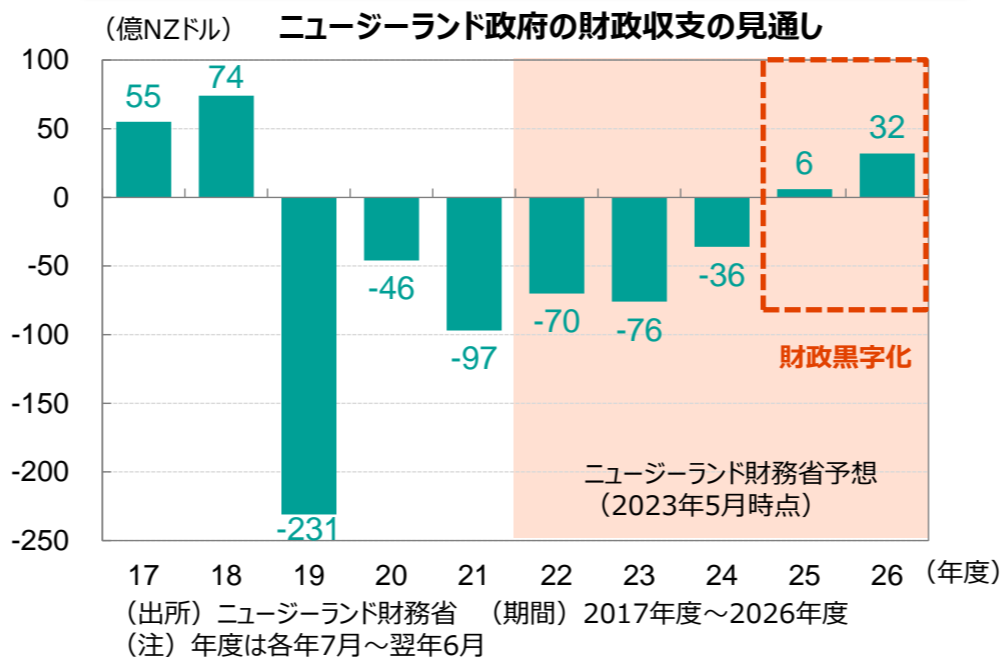
### Point 2

#### 高い信用力

- ニュージーランドは主要先進国の中でも格付けが高く安定しています



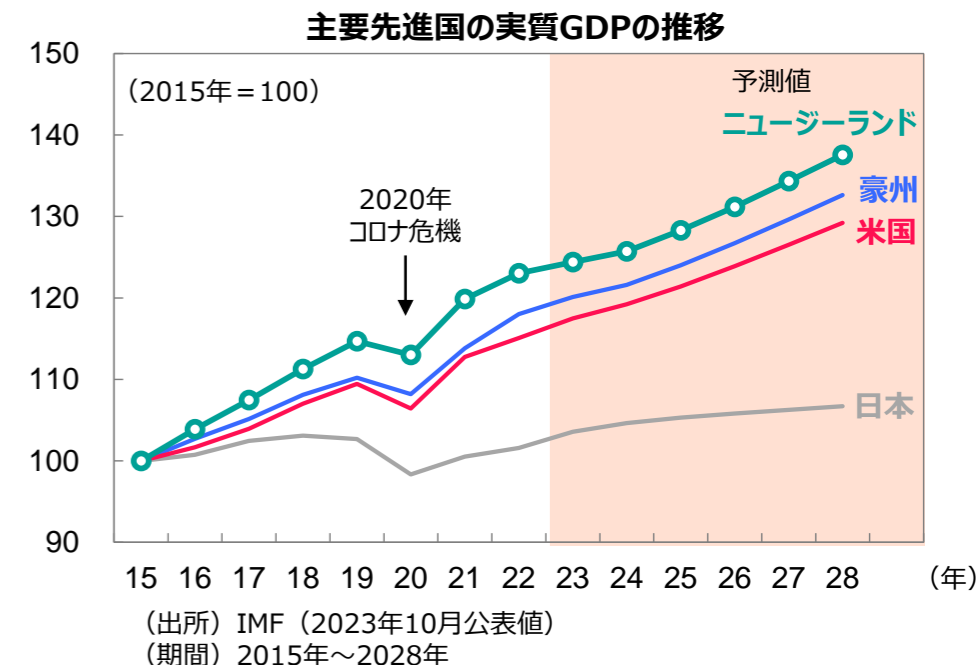
- ニュージーランド政府の財政収支は、2025年度以降の黒字化が見込まれています



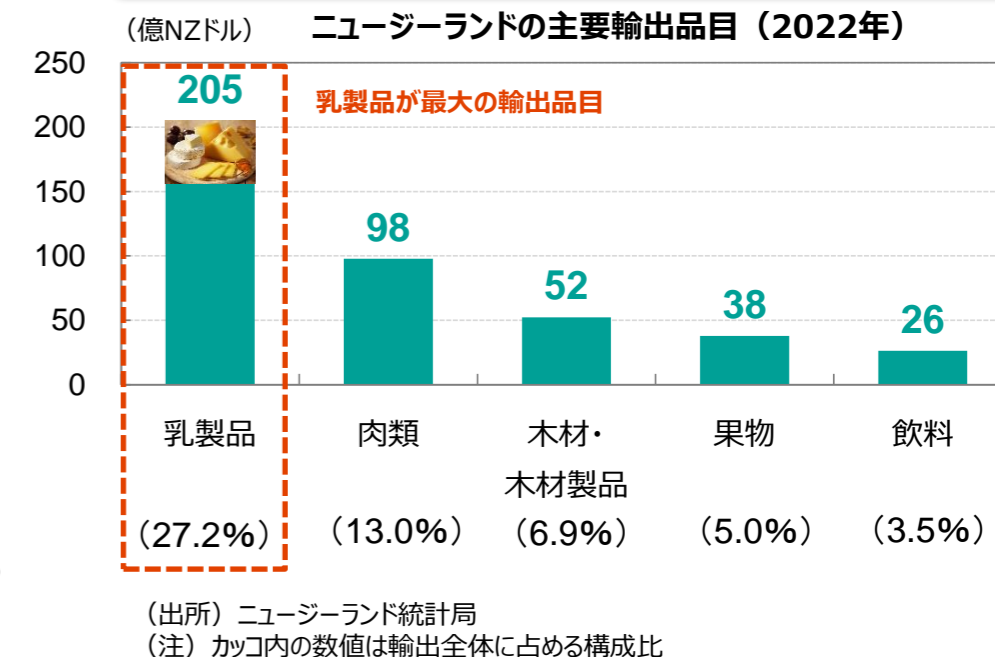
### Point 3

#### 安定した経済成長

- ニュージーランドは今後も安定した経済成長が見込まれています



- ニュージーランドは乳製品が最大の輸出品目となっており、今後は中国の景気回復が需要の下支えになると期待されます



#### ニュージーランドはこんな国

～乳製品やワインの産地として注目～

最大の経済都市 オークランド

首都 ウェリントン



<ご参考>  
最大のワインの産地  
マール・ポロ

2022年の1人当たり名目GDPは、日本を超える水準

- ニュージーランド (47,226米ドル)
- 日本 (33,854米ドル)

(出所) IMF (2023年10月公表値)

**当資料に関するご注意** ●当資料は、販売用資料としてフランクリン・templton・ジャパン株式会社（以下「当社」）が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。●証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。●投資信託は値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。●投資信託説明書（交付目論見書）は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。●フランクリン・templton・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）はフランクリン・リソース・インク傘下の資産運用会社です。

## 当ファンドについてのご注意事項

### 投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### ファンドに係るリスクについて

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについて、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

#### (1) 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### (2) 金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### (3) 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### 分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

### 当資料中のデータは将来の成果を保証するものではありません。

- 当資料で使用しているデータ等は過去の実績に基づく情報であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 手続・手数料等

| お申込みメモ        |  |
|---------------|--|
| 購入単位          | 販売会社が定める単位   |
| 購入価額          | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金価額          | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金代金          | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間        | 原則として、午後3時までに受け付けたものを当日の申込受付分とします。   |
| 購入・換金の申込受付不可日 | メルボルン、オークランドまたはウェリントンの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。  |
| 換金制限          | 資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。  |
| 信託期間          | 無期限（2014年2月28日設定）  |
| 決算日           | 毎月分配型：毎月15日（休業日の場合は翌営業日） 年2回決算型：毎年2月15日および8月15日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配          | 毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。<br>当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動いぞく投資コース」があります。<br>※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 課税関係          | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となり、<毎月分配型>はNISAの適用対象外となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※税法が改正された場合には、内容、税率等が変更される場合があります。 |

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、 <b>3.85%（税抜3.50%）を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。  |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |   |
|--------------|---|
| 運用管理費用（信託報酬） | 純資産総額に対し <b>年率1.43%（税抜1.30%）</b><br>※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。  |
| その他の費用・手数料   | 売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等<br>原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。<br>その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。）<br>日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。<br>なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。<br>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社、その他の関係法人の概況

|            |   |
|------------|---|
| 委託会社       | フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社  |
| 投資顧問会社     | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（在 オーストラリア）  |
| 受託会社       | 三菱UFJ信託銀行株式会社   |
| 取扱販売会社の照会先 | フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社 <a href="https://www.franklintempleton.co.jp">https://www.franklintempleton.co.jp</a><br>電話 (03) 5219-5940（受付時間 営業日の午前9時～午後5時） |

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

設定・運用は

## フランクリン・テンプレトン・ジャパン

商号：フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 販売用資料

2023.11

# フランクリン・テンプレトン・ニュージーランド債券ファンド （毎月分配型/年2回決算型）



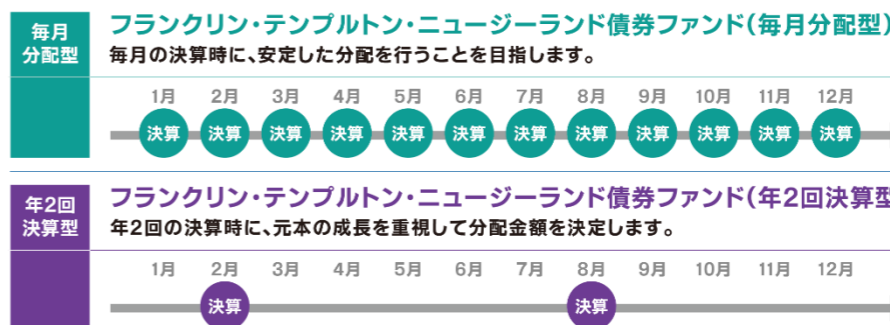
特色  
1

## 主としてニュージーランド・ドル建ての債券に投資します

- フランクリン・テンプレトン・ニュージーランド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主としてニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資を行います。
- 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB-／Baa3以上）の格付けが付与された、またはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。

特色  
2

## 「毎月分配型」と「年2回決算型」の2つのファンドがあります



(注) 委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

特色  
3

## 運用はフランクリン・テンプレトン・グループのウエスタン・アセットが行います

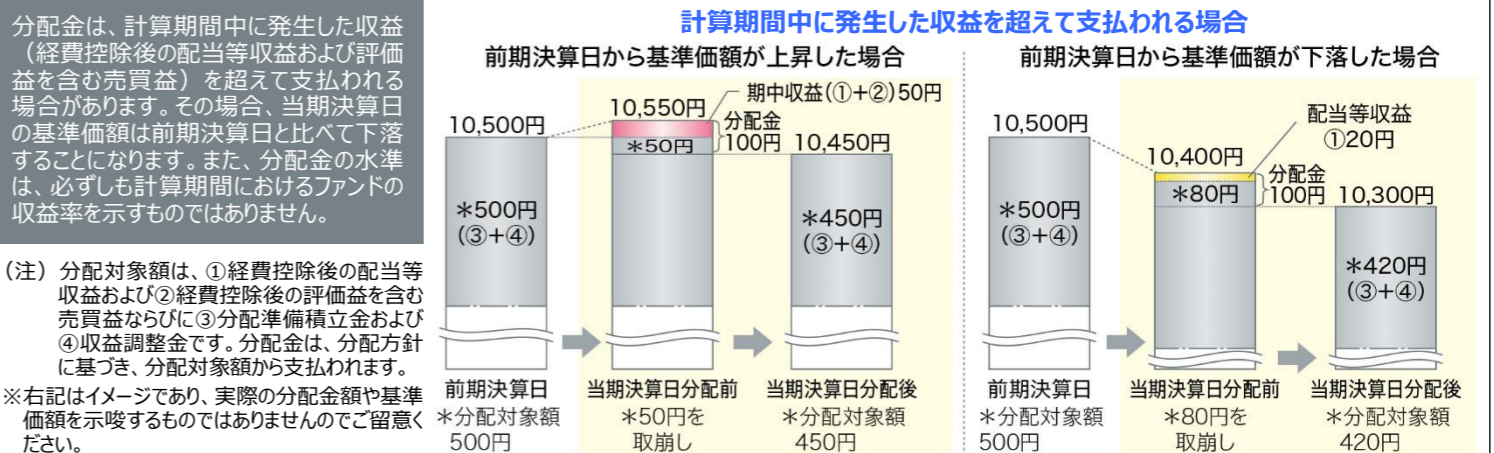
- マザーファンドの運用は、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」に委託します。

※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 投資者の購入価額（当初個別元本） | 普通分配金<br>元本払戻金(特別分配金) |
|                  | 分配金支払後<br>基準価額 個別元本   |

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 投資者の購入価額（当初個別元本） | 元本払戻金(特別分配金)        |
|                  | 分配金支払後<br>基準価額 個別元本 |

- 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
  - 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
- (注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。